

## 原子力安全委員会専門委員（耐震指針検討分科会委員）の辞任について

2006年8月28日

石橋克彦（神戸大学都市安全研究センター）

私は、2001年12月の第4回耐震指針検討分科会以来4年9ヶ月の間、耐震指針の改訂の審議に真剣に参加してきた。ほとんど欠席もなく、2005年以降はほぼ毎回資料を提出し、積極的に発言してきた。

本年7月4日の第44回分科会以降は、改正行政手続法に基づく意見公募に対して提出された700件近い意見を十分に考慮すべきことを主張し、具体的修文案も提案してきた。それらの意見には説得力をもつものが多く、それらを取り入れることが、改訂指針案をより明確で適切で分かりやすいものにするのに有効だと考えられたからである。

特に、6月に、島根原子力発電所近傍のトレンチ掘削調査によって、事業者・保安院・原子力安全委員会3者の活断層調査・認定能力が低くて活断層を見逃したという重大な誤りが実証されたが、このことの根本的重要性を指摘し、それを深刻に反省して、変動地形学者等から提出されたこの問題に関する意見を真摯に取り入れるべきことを強調した。それらの意見は、原子力発電所に関わるこれまでの活断層調査が、変動地形学を中心とする現在の活断層研究の常識からみて、あまりにも不合理であることを指摘している。

私の修文案のうち、原子力技術者からと思われる提出意見に基づくものは、ある意味で「議論の蒸し返し」であったが、採用された。また、変動地形学による活断層研究者の提出意見にもとづく修文案も、8月22日の事務局案では、一部ではあるが採用されていた。

しかし、島根原子力発電所付近で明らかになった活断層問題の根本的重要性は、分科会において遂に理解しようとされず、最終的な改訂指針案では、最重要部分の一つである「5. 基準地震動の策定」の中の重要な修文が、22日に入っていたものまで切り捨てられた。その結果、審査自体の恣意性に関してまで危惧を残すものとなった。

「議論を蒸し返さない」を金科玉条とした分科会の審議の姿勢は、原子力発電所の耐震設計審査の信頼性と透明性を求めて寄せられた多くの提出意見に真摯に応えているとは到底言えず、改正行政手続法を踏みにじるものである。4月28日にまとめた改訂指針案の趣旨を変えることなく、より明確で分かりやすい文章に直せる部分もあったのに、それすら封じ込めたのは、きわめて残念なことである。

分科会の最終案に一委員として異論が残るのは一般的にやむをえないことであり、私はそのこと自体を問題にするわけではないが、基本姿勢が上記のようである分科会に最後までとどまって最終案の送り出しに加わることは、地震科学の専門家として社会の付託に応えようと願った私にとって、とうてい責任を全うできることではない。よって、本日、第48回分科会の席上において、委員を辞任した。